公益財団法人浜松国際交流協会資産運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浜松国際交流協会の定款第5条第2項と、 同財団の資産に関する規程第5条に基づき、当財団の資産の管理・運用・手 続き等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目 的とする。

(運用の管理体制)

第2条 資産運用は、代表理事の統括のもと業務執行理事を資産運用責任者と する。

(運用の基本方針)

- 第3条 基本財産は、元本返還が確実と見込まれる方法で運用を行う。
- 2 運用財産は、健全な運営に必要な資産(現金等)を除き、元本返還の可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法により運用を行う。

(運用対象及び運用資産の定義)

- 第4条 前条に定める、運用対象とする金融商品は次のとおりとし、金融商品 で運用可能な資産を運用資産という。
 - (1) 預金·貯金
 - (2) 債券
 - (3) その他、代表理事が必要と認めるもの

(債券運用の基準)

- 第5条 債券の運用対象の範囲は、次の各号のとおりとする。
 - (1)満期償還まで保有すれば元本の安全性が高いもの 国債等の公共機関が発行する債券
 - (2)満期償還時の元本が確定しているもの 円建て外債

(取引先金融機関の選定)

第6条 運用資産の運用にあたっては、取引先による金融機関の自己資本比率 等の財務状況及び信頼性の高い格付機関から投資適格の格付けを受けている ものにより選定する。

(運用資産の運用期間)

- 第7条 運用資産における運用期間の目安は、以下の年限を参考にする。
 - (1)長期運用6年以上
 - (2) 中期運用1年以上6年未満
 - (3) 短期運用1年未満

(運用資産の範囲)

- 第8条 運用資産は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 基本財産は、主に長期運用を基本とする。
 - (2) 運用財産は、金利等の状況を考慮して運用期間を限定せずに運用を行うこととする。

(資産運用の管理体制)

- 第9条 業務執行理事は、資産運用責任者として運用管理に係る権限を有する とともに、寄附行為及び当規程の遵守に対し監督責任を負う。
- 2 事務局長は、資産運用責任者を補佐して、運用管理の事務を行う。 (資産運用状況の報告)
- 第10条 資産運用責任者は、資産の運用状況を定期的に代表理事に報告する ものとする。
- 2 代表理事は、資産の運用状況を定期的に理事会に報告するものとする。 (金融機関の調査)
- 第11条 資産運用責任者は、金融機関に対し必要に応じて当該金融機関に係る自己資本比率等の財務状況及び格付機関による格付け、その他必要な事項について情報の収集及び調査を行うものとする。
- 2 資産運用責任者は、前項の調査等により、運用資産に係る金融機関の財務 状況及び格付機関による格付けが下回った場合は、代表理事と協議のうえ直 ちに対応を決定するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が定める。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。